

「次のよう」の部分

都道府県名	長野県						左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲						
ばれいしょ	3 類	94,830円	85,350円	75,860円	66,380円	56,900円	長野県の区域	
	4 類	100,390円	90,350円	80,310円	70,270円	60,230円	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	
		56,460円	50,810円	45,170円	39,520円	33,880円	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ	13,860円	12,470円	11,090円	9,700円	8,320円	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ	33,010円	29,710円	26,410円	23,110円	19,810円	
		春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ	94,830円	85,350円	75,860円	66,380円	56,900円	
春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ		100,390円	90,350円	80,310円	70,270円	60,230円		
9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ	13,860円	12,470円	11,090円	9,700円	8,320円	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	
	春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ	33,010円	29,710円	26,410円	23,110円	19,810円		
	春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ	94,830円	85,350円	75,860円	66,380円	56,900円		
	春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ	56,460円	50,810円	45,170円	39,520円	33,880円		
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,450円	2,210円	1,960円	1,720円	1,470円	長野県の区域	
	別記の第二区分に掲げる者	2,810円	2,450円	2,210円	1,960円	1,720円	長野県の区域	
	別記の第三区分に掲げる者	3,180円	2,810円	2,450円	2,210円	1,960円	長野県の区域	

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

1. この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。